

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律案要綱

第一 農業協同組合法の一部改正

一 組合の事業運営原則の明確化

(一) 農業協同組合及び農業協同組合連合会（以下「組合」という。）は、その行う事業によってその組合員及び会員のために最大の奉仕をすることを目的とすること。
(第七条第一項関係)

(二) 組合は、その事業を行うに当たっては、農業所得の増大に最大限の配慮をしなければならないものとする。
(第七条第二項関係)

(三) 組合は、農畜産物の販売その他の事業において、事業の的確な遂行により高い収益性を実現し、事業から生じた収益をもって、経営の健全性を確保しつつ事業の成長発展を図るための投資又は事業利用分量配当に充てるよう努めなければならないものとする。
(第七条第三項関係)

二 組合員の自主的組織としての組合の運営の確保

(一) 組合は、事業を行うに当たっては、組合員に対しその利用を強制してはならないものとする。
(第十条の二関係)

(二) 専属利用契約（組合員が当該組合の施設を専ら利用すべき旨の契約をいう。）に関する規定について廃止すること。
（旧第十九条及び旧第九十七条関係）

(三) 定款の定めるところにより事業利用分量配当の全部又は一部を組合員に出資させる回転出資金について廃止すること。
（旧第十三条の二及び旧第五十二条の二関係）

(四) 組合の設立、定款変更等に関する行政庁の認可基準等について緩和すること。

（第六十条及び旧第四十六条の二関係）

三 理事等の構成

(一) 農業協同組合（経営管理委員を置くものを除く。）の理事の定数の過半数は、認定農業者又は農畜産物の販売その他の事業若しくは法人の経営に関し実践的な能力を有する者でなければならないものとする。ただし、地区内における認定農業者が少ない場合その他の農林水産省令で定める場合は、この限りでないものとする。
（第三十条第十二項関係）

(二) 経営管理委員を置く農業協同組合にあつては、経営管理委員の過半数は認定農業者でなければならないものとする。同時に、理事は農畜産物の販売その他の事業又は法人の経営に関し実践的な能力を

有する者でなければならぬものとする。ただし、経営管理委員に関し、地区内における認定農業者が少ない場合その他の農林水産省令で定める場合は、この限りでないものとする。

(第三十条の二第四項及び第七項関係)

(三) 農業協同組合は、理事（経営管理委員を置く農業協同組合にあつては、経営管理委員）の年齢及び性別に著しい偏りが生じないように配慮しなければならないものとする。

(第三十条第十三項及び第三十条の二第四項関係)

(四) この法律の施行の際現に存する農業協同組合について、(一)から(三)までの規定は、この法律の施行の日から起算して三年を経過した日以後最初に招集される通常総会の終了の時までは、適用しないものとする。

(附則第六条関係)

四 組合の組織変更等

(一) 新設分割

出資組合は、その事業（信用事業及び共済事業を除く。）に関して有する権利義務の全部又は一部を分割によって設立する出資組合に承継させることができるものとし、総会における新設分割計画の

承認、行政庁の認可その他の新設分割の手續について定めること。

(第七十条の二から第七十条の八まで関係)

(二) 株式会社への組織変更

出資組合（信用事業又は共済事業を行うものを除く。）は、その組織を変更し、株式会社になることが出来るものとし、総会における組織変更計画の承認、行政庁への届出その他の組織変更の手續について定めること。

(第四章第一節関係)

(三) 一般社団法人への組織変更

非出資組合等は、その組織を変更し、一般社団法人になることが出来るものとし、総会における組織変更計画の承認、行政庁への届出その他の組織変更の手續について定めること。

(第四章第二節関係)

(四) 消費生活協同組合への組織変更

農業協同組合（信用事業又は共済事業を行うもの等を除く。）は、その組織を変更し、消費生活協同組合になることが出来るものとし、総会における組織変更計画の承認、都道府県知事の認可その他

の組織変更の手續について定めること。

(第四章第三節関係)

(五) 医療法人への組織変更

病院等を開設する組合は、その組織を変更し、医療法人になることができるものとし、総会員による組織変更計画の同意、都道府県知事の認可その他の組織変更の手續について定めるとともに、組織変更に当たり社会医療法人の要件に該当することについて都道府県知事の認定を受けることができるものとする。

(第四章第四節関係)

五 農業協同組合中央会制度の廃止

(一) 農業協同組合中央会の制度を廃止し、この法律の施行の際現に存する農業協同組合中央会は、この法律の施行日以後も、この法律による改正前の農業協同組合法の規定により設立された農業協同組合中央会としてなお存続するものとする。

(旧第三章及び附則第九条から第十一条まで関係)

(二) 都道府県農業協同組合中央会

1 (一)によりなお存続する都道府県農業協同組合中央会は、この法律の施行日から三年六月を経過する日までの期間(以下「移行期間」という。)内に、その組織を変更し、その事業として、会員で

ある組合の組織、事業及び経営に関する相談に応ずること、会員である組合の求めに応じて監査を行うこと、会員である組合の意見を代表すること、会員である組合相互間の総合調整を行うこと並びにこれらの事業に附帯する事業を行う農業協同組合連合会になることができるものとし、総会における組織変更計画の承認、農林水産大臣の認可その他の組織変更の手続について定めること。

(附則第十二条から第十七条まで関係)

2 1により農業協同組合連合会に組織変更をした都道府県農業協同組合中央会は、1に規定する事業のみを行うことその他の農林水産省令で定める要件に該当するものである間は、その名称中に引き続き農業協同組合中央会という文字を用いることができるものとする。

(附則第十八条関係)

3 1により農業協同組合連合会に組織変更をした都道府県農業協同組合中央会が、会員である組合の求めに応じて監査事業を行う場合は、農林水産省令で定める資格を有する者を監査事業に従事させなければならないものとする。

(附則第十九条関係)

(三) 全国農業協同組合中央会

1 (一)によりなお存続する全国農業協同組合中央会は、移行期間内に、その組織を変更し、社員である組合の意見を代表すること又は社員である組合相互間の総合調整を行うことを主たる目的とする一般社団法人になることができるものとし、総会における組織変更計画の承認、農林水産大臣への届出その他の組織変更の手続について定めること。(附則第二十一条から第二十五条まで関係)

2 1により一般社団法人に組織変更をした全国農業協同組合中央会は、1に規定する主たる目的を維持することその他の農林水産省令で定める要件に該当するものである間は、その名称中に引き続き全国農業協同組合中央会という文字を用いることができるものとすること。

(附則第二十六条関係)

(四) (一)によりなお存続する農業協同組合中央会のうち、移行期間内に解散又は(二)の1若しくは(三)の1の組織変更をしなかったものは、移行期間の満了の日に解散したものとみなすものとする事。

(附則第二十七条関係)

六 信用事業を行う農業協同組合等の会計監査人の設置

(一) 信用事業を行う農業協同組合(政令で定める規模に達しないものを除く。以下同じ。)等は、会計

監査人を置き、その計算書類及びその附属明細書について会計監査人の監査を受けなければならないものとし、会計監査人は公認会計士又は監査法人でなければならないものとする。

(第三十七条の二、第三十七条の三等関係)

- (二) この法律の施行の際現に存する組合については、(一)の規定はこの法律の施行の日から起算して三年六月を経過した日から適用し、同日前はなお従前の例によるものとするが、会計監査人を置いた組合については、その時から(一)の規定を適用するものとする。
- (附則第七条関係)

- (三) 政府は、全国農業協同組合中央会の監査から会計監査人の監査への移行に関し、次に掲げる事項について適切な配慮をするものとする。

1 全国農業協同組合中央会において監査の業務に従事していた公認会計士等を社員とする監査法人等が、円滑に組合に対する監査の業務を開始し、及びこれを運営することができること。

(附則第五十条第一項第一号関係)

2 会計監査人の監査を受けなければならない組合が会計監査人を確実に選任できること。

(附則第五十条第一項第二号関係)

3 会計監査人の監査を受けなければならない組合の実質的な負担が増加することがないこと。

(附則第五十条第一項第三号関係)

4 農業協同組合監査士に選任されていた者が組合に対する監査の業務に従事することができること。

(附則第五十条第一項第四号関係)

5 農業協同組合監査士に選任されていた者が公認会計士試験に合格した者である場合には、農業協同組合監査士としての実務の経験等を考慮され、円滑に公認会計士となることができること。

(附則第五十条第一項第五号関係)

(四) 政府は、全国農業協同組合中央会の監査から会計監査人の監査への円滑な移行を図るため、農林水産省、金融庁その他の関係行政機関、日本公認会計士協会及び全国農業協同組合中央会(五の(一)の規定に基づき存続する全国農業協同組合中央会を含む。)による協議の場を設けるものとする。

(附則第五十条第二項関係)

七 その他

(一) 共済事業の利用者の保護

1 共済事業を行う組合又は共済代理店は、共済契約者等に参考となるべき情報を提供しなければならないものとするともに、利用者の意向を把握し、これに沿った共済契約の締結等の提案等をしなければならないものとするほか、これらに伴う所要の規定の整備を行うものとする。

(第十一条の二十、第十一条の二十一等関係)

2 共済代理店は、利用者への重要事項説明その他の業務の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならないものとするともに、自己契約の締結の代理等を行ってはならないものとする。とその他所要の措置を講ずるものとする。

(第十一条の二十二、第十一条の二十三、第十一条の二十五等関係)

(二) 組合員の生産する物資の保管の事業の追加

組合が行うことができる事業に組合員の生産する物資の保管の事業を追加するとともに、当該事業を行う組合は倉荷証券を発行することができるものとする。

(第十条第一項第八号、第十一条の十三から第十一条の十六まで等関係)

(三) 理事の自己契約等に係る手続の整備等

1 理事又は経営管理委員が組合との取引等をしようとするときは、理事会（経営管理委員を置く組合にあつては、経営管理委員会）において当該取引についての重要な事実を開示し、その承認を受け、当該取引後には報告しなければならないものとする事。

（第三十五条の二第二項から第四項まで関係）

2 組合の行う事業と実質的に競争関係にある事業を営む者等が当該組合の理事等になつてはならないものとする規定について廃止すること。

（旧第四十二条関係）

(四) 信託規程等の変更及び廃止手続の簡素化

信託規程、宅地等供給事業実施規程又は農業経営規程の軽微な変更又は廃止については、行政庁の承認を受けることを要せず、届出をすれば足りるものとする事。

（第十一条の四十二第三項及び第四項等関係）

(五) 経営管理委員を置く組合における監事の理事会出席義務の緩和

経営管理委員を置く組合の監事は、その互選により監事の中から特に理事会に出席する監事を定めることができるものとする事。

（第三十五条の五第五項等関係）

(六) その他

出資一口の金額の減少、合併等における債権者の異議申立手続において、議決の日から二週間以内に行わなければならない財産目録及び貸借対照表の作成について不要とすることその他所要の措置を講ずるものとする。

第二 農業委員会等に関する法律の一部改正

一 目的規定の改正

この法律は、農業生産力の増進及び農業経営の合理化を図るため、農業委員会の組織及び運営並びに農業委員会ネットワーク機構の指定等について定め、もって農業の健全な発展に寄与することを目的とする。

(第一条関係)

二 農業委員会の事務の重点化

(一) 農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進（農地等として利用すべき土地の農業上の利用の確保並びに農地等の利用の効率化及び高度化の促進をいう。以下同じ。）に関する事項に関する事務を行

うものとし、農地等の利用の最適化の推進に関する指針を定めるよう努めなければならないものとする。
（第六条第二項、第三項、第七条第一項関係）

(二) 農業及び農民に関する事項についての意見公表、他の行政庁への建議等は規定しないものとする。
と。
（第六条第三項関係）

(三) 農業委員会は、その所掌事務の遂行を通じて得られた知見に基づき、農地等の利用の最適化の推進に関する事項に関する事務をより効率的かつ効果的に実施するため必要があると認めるときは、関係行政機関に対し、農地等の利用の最適化の推進に関する施策の改善についての具体的な意見を提出しなければならないものとし、関係行政機関は、農地等の利用の最適化の推進に関する施策の実施等に当たっては、提出された意見を考慮しなければならないものとする。
（第三十八条関係）

三 農業委員の選出方法の変更

(一) 農業委員の公選制は廃止し、農業委員は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進等に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから、市町村長が、議会の同意を得て任命するものとする。
（第八条第一項関係）

(二) 市町村長は、農業委員を任命しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ農業者、農業者が組織する団体その他の関係者（以下「農業者等」という。）に対し候補者の推薦を求めるとともに、農業委員になろうとする者を募集し、これらの者に関する情報を整理・公表し、また、推薦及び募集の結果を尊重しなければならないものとする。 （第九条関係）

(三) 市町村長は、農業委員の任命に当たっては、その区域内における認定農業者が少ない場合その他の農林水産省令で定める場合を除き、認定農業者が農業委員の過半数を占めるようにしなければならないものとする。同時に、農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者が含まれるようにしなければならないものとする。 （第八条第五項及び第六項関係）

(四) 市町村長は、農業委員の年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮しなければならないものとする。 （第八条第七項関係）

(五) この法律の施行の際現に在任する農業委員については、その任期満了の日までの間、従前の例により在任するものとするなど、所要の経過措置を設けること。 （附則第二十九条第二項等関係）

四 農地利用最適化推進委員

(一) 農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者のうちから農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）を委嘱しなければならないものとする。ただし、農地等として利用すべき土地の農業上の利用並びに農地等の利用の効率化及び高度化が相当程度図られていることなどを考慮して政令で定める基準に該当する市町村等の農業委員会は委嘱しないことができるものとする。

（第十七条第一項関係）

(二) 推進委員は、農地等の利用の最適化の推進に関する指針に従って、農業委員会が定める区域内の農地等の利用の最適化の推進のための活動を行うものとする。

（第十七条第二項から第四項まで関係）

(三) 農業委員会は、推進委員を委嘱しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、農業委員会が定めた区域を単位として、農業者等に対し候補者の推薦を求めるとともに、推進委員になろうとする者を募集し、これらの者に関する情報を整理・公表し、また、推薦及び募集の結果を尊重しなければならないものとする。

（第十九条関係）

(四) 推進委員は、農業委員と兼ねることができないものとする。

（第十八条第五項関係）

- (五) 農業委員会の総会又は部会は、推進委員に対し、いつでも、その活動について報告を求めることができるものとし、また、推進委員は、その担当する区域内における農地等の利用の最適化の推進について、総会又は部会に出席して意見を述べることができるものとする。 (第二十九条関係)
- (六) 農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進に関する指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、推進委員の意見を聴かなければならないものとする。 (第七条第二項関係)
- (七) 推進委員は、その活動を行うに当たっては、農地中間管理機構との連携に努めなければならないものとする。 (第十七条第五項関係)
- (八) 推進委員の定数は、農地等として利用すべき土地の農業上の利用並びに農地等の利用の効率化及び高度化の状況等を考慮して政令で定める基準に従い、条例で定めるものとする。 (第十八条第二項関係)

五 農業委員会の事務局の強化

農業委員会は、専任の職員の配置及び養成等の措置を講じ、その事務に従事するために必要な知識及び経験を有する職員の確保及び資質の向上を図るよう努めなければならないものとする。この場合

において、市町村長は、農業委員会に対し、必要な協力をするように努めるものとする。

(第二十六条第五項関係)

六 農業委員会の情報の公表

農業委員会は、その運営の透明性を確保するため、農業委員会の事務の実施状況について、インターネットの利用等により公表しなければならないものとする。

(第三十七条関係)

七 農業委員会ネットワーク機構

(一) 農林水産大臣又は都道府県知事は、一般社団法人又は一般財団法人であつて(二)の業務を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、全国又は都道府県にそれぞれ一を限つて、農業委員会ネットワーク機構(以下「機構」という。)として指定することができるものとし、機構に関し、業務規程、事業計画、監督等所要の規定の整備を行うものとする。

(第四十二条及び第四十四条から第五十二条まで関係)

(二) 機構は、農業委員会相互の連絡調整、事務を効率的かつ効果的に実施している農業委員会の取組の公表、農業委員等に対する講習及び研修その他の農業委員会に対する支援、農地に関する情報の収集

、整理及び提供、新たに農業経営を営もうとする者に対する支援、法人化の支援、農業の担い手の組織化及び組織の運営の支援等を行うものとする事。 (第四十三条関係)

(三) 機構は、その業務の実施を通じて得られた知見に基づき、農業委員会が農地等の利用の最適化の推進に関する事項に関する事務をより効率的かつ効果的に実施するため必要があると認めるときは、関係行政機関に対し、農地等の利用の最適化に関する施策の改善についての具体的な意見を提出しなければならぬものとし、関係行政機関は、農地等の利用の最適化の推進に関する施策の実施等に当たっては、提出された意見を考慮しなければならないものとする事。 (第五十三条関係)

(四) 地方公共団体等は、農業委員会ネットワーク業務の実施に関し機構から必要な協力を求められた場合には、これに応ずるように努めなければならないものとする事。 (第五十四条関係)

(五) 都道府県農業会議又は全国農業会議所は、都道府県知事又は農林水産大臣の指定を受けて円滑に機構に移行できるものとする事。 (附則第三十一条から第四十条まで関係)

一 農地を所有できる法人の要件の緩和

- (一) 農業生産法人という呼称を農地所有適格法人に改めること。
(第二条第三項関係)
- (二) 農業者以外の構成員の有する議決権等の要件に関し、総株主の議決権等の二分の一未満まで認めるものとする。こと。
(第二条第三項第二号関係)

- (三) 法人の理事等の農作業従事要件に関し、その法人の理事等及び農林水産省令で定める使用人のうち一人以上が農作業に農林水産省令で定める日数以上従事すれば足りるものとする。こと。
(第二条第三項第四号関係)

二 農地転用

- (一) 農業委員会は、必要があると認めるときは、都道府県知事等に対し、違反転用に対する命令その他必要な措置を講ずべきことを要請することができるものとする。こと。
(第五十二条の四関係)

- (二) 都道府県知事等の農地転用の許可に際しては、農業委員会は都道府県知事等に意見を送付すること

とし、農業委員会は、三十アールを超える農地について意見を述べようとするときは、あらかじめ、

都道府県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴かなければならないものとする。こと。

(第四条及び第五条関係)

三 その他

農業委員会に対して利用状況調査その他遊休農地に関する適切な措置を講ずべきことを求めることができる者として、農地中間管理機構を追加すること。

(第三十一条第一項関係)

第四 農水産業協同組合貯金保険法の一部改正

一 管理を命ずる処分を受けた農水産業協同組合の管理人は、当該農水産業協同組合が会計監査人を置く組合である場合には、理事及び監事に加えて、会計監査人に対しても、その経営責任を明確にするための措置をとらなければならないものとする。

(第九十一条第一項関係)

二 農業協同組合中央会が管理を命ずる処分を受けた農水産業協同組合の管理人等となり、その業務を行うことができるものとする規定について廃止すること。

(第八十六条第三項関係)

三 農水産業協同組合貯金保険機構は、農水産業協同組合から納付された保険料の一部を返還することができるものとする。

(第五十条第三項及び第四項関係)

四 貯金等の払戻しの停止等が発生した場合における保険金の支払等の円滑な実施の確保を図るため、農水産業協同組合が電子情報処理組織の整備等の措置を講じなければならないものの対象を、支払対象決済用貯金に係るものから全ての支払対象貯金に係るものに拡大するものとする事。

(第六十条の三第一項関係)

五 農水産業協同組合は、金融危機対応措置を行うべき旨の主務大臣の決定に従い発行する優先出資については、普通出資の総口数の二分の一を超えて発行できるものとする事その他所要の規定の整備を行う事。

(第一百一条の二関係)

第五 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律の一部改正

一 特定農業協同組合は、農林中央金庫又は信用農業協同組合連合会に対し信用事業の全部を譲渡した場合に加え、一部を譲渡した場合についても、農林中央金庫、信用農業協同組合連合会等の業務の代理を行うことができるものとする事。

(第四十二条第一項関係)

二 特定承継会社(特定農業協同組合等の信用事業の全部又は一部を譲り受け、暫定的に維持継続し、こ

れを農林中央金庫に引き継がせることを主たる目的とする会社をいう。以下同じ。) に関し、次の事項を定めるものとする。

(一) 農林中央金庫は、平成三十八年三月三十一日までを限り、主務大臣の認可を受けて、特定承継会社を子会社とすることができるとすること。
(原始附則第二十六条第一項関係)

(二) 特定農業協同組合等は信用事業の全部又は一部を特定承継会社に譲り渡すことができるとするとともに、農林中央金庫は、合併又は事業譲渡により特定承継会社の事業を引き継ぐことができるものとし、所要の規定の整備を行うこと。
(原始附則第二十九条から第三十一条まで関係)

(三) 特定承継会社を農水産業協同組合貯金保険の対象とすることその他所要の規定の整備を行うこと。
(原始附則第三十三条第二項等関係)

三 農林中央金庫と信用農水産業協同組合連合会との合併等の手続の合理化

(一) 農林中央金庫と信用農水産業協同組合連合会との合併等の決議の日から二週間以内に行わなければならない貸借対照表の作成について廃止することその他所要の規定の整備を行うこと。

(第十二条及び第二十七条関係)

(二) 合併契約の内容等の事前開示の開始期日を合併の総会決議の二週間前の日又は債権者の異議申立手続に係る公告若しくは催告の日のいずれか早い日とするものとする。

(第十二条の二第一項関係)

四 金融庁長官の権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができるものとする。

(第四十三条第四項関係)

第六 農業倉庫業法の廃止

農業倉庫業法を廃止するものとする。

第七 施行期日等

一 この法律は、平成二十八年四月一日から施行するものとする。ただし、第一の六の(三)及び(四)並びに第二の七の(五)に係る規定については、公布の日から施行するものとする。 (附則第一条関係)

二 政府は、この法律の施行後五年を中途として、農業協同組合等の改革の実施状況、農地等の利用の最

適化の推進の状況及びこの法律による改正後の規定の実施状況を勘案し、農業協同組合及び農業委員会に関する制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(附則第五十一条第一項関係)

三 政府は、准組合員の組合の事業の利用に関する規制の在り方について、施行日から五年を経過する日までの間、正組合員及び准組合員の組合の事業の利用の状況並びに農業協同組合等の改革の実施状況の調査を行い、検討を加えて、結論を得るものとする。

(附則第五十一条第二項関係)

四 罰則規定の整備その他所要の規定の整備を行うこと。